

赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 市民課 ☎0894-62-6405

生まれた日を含めて14日以内に届出してください。

❑届出地

- ・本籍地または住所地
- ・赤ちゃんの出生地
- ・一時滞在地

❑必要な書類

- ・出生届
- ・母子健康手帳

マイナンバーカード特急発行

問 市民課 ☎0894-62-6405

出生届と同時にマイナンバーカードの申請ができます。

カードは約1週間で交付されます。1歳未満で申請された場合、マイナンバーカードに顔写真はつきません。

出産育児一時金制度

問 加入されている健康保険窓口
西予市国民健康保険に加入されている方は、市民課国保年金係 ☎0894-62-6405へ社会保険等に参加されている方は、職場へお問い合わせください。

出産をしたときに、加入されている健康保険から出産育児一時金50万円(産科医療補償制度に加入していない病院などでの出産は48万8千円)が直接病院などに支払われる制度があります。

❑出産費用が50万円(48万8千円)を超えた場合

本人は超えた金額のみ病院などに支払います。

❑出産費用が50万円(48万8千円)未満の場合
加入されている健康保険から差額が本人に支払われます。(※別途申請が必要になります。)

赤ちゃんが生まれたら

広 告

和氣忠孝設計事務所

Beautiful Country forever

一級建築士 和氣 忠孝

〒797-0018

西予市宇和町下松葉457番地 ヒロハイツ101

☎0894-62-1408

住宅のことなら全てお任せ下さい。
ご相談に応じます。
住宅の新築、リフォーム、お見積り無料

建設・設計・施工 愛媛県知事許可(般)16621号

株式会社 牧野建設

西予市野村町野村1-481-2
TEL. 0894-72-2038
FAX. 0894-72-2066

児童手当

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

対 象 (受給資格者)

高校生年代(18歳到達後最初の3月末日)まで児童を、監護している父母等のうち生計中心者

支給額

0歳～3歳未満: 月額15,000円

3歳～高校生(年代): 月額10,000円

※第3子以降の場合は一律月額30,000円

第3子以降とは、大学生年代以下(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)から数えて3番目以降の児童をいいます。

申請に必要なもの

- 通帳(受給資格者名義)
- 個人番号(マイナンバー)カード(父・母)など

備 考

- 4月、6月、10月、12月、2月の年6回(偶数月)に支給します。
- 出生・転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請し、原則申請の翌月から支給します。
- 生計中心者が公務員の場合は勤務先で申請してください。

子ども医療費助成

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

対 象

0歳から高校生年代(18歳到達後最初の3月末日)までの子ども

(※婚姻している場合・就労してお子様本人の保険がある場合は対象外となります)

支給額

◆保険診療による入院・通院について、医療費の自己負担分を助成

保険診療外の費用は助成対象となりません。

例)入院時の食事代、個室料、診断書代、健康診断、予防接種など

備 考

愛媛県内の医療機関では自己負担分を支払わずに受診することができますが、県外の医療機関では、一旦自己負担分を支払い領収書を添付のうえ請求してください。後日口座振込みとなります。



「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



愛顔の子育て応援事業

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

第2子以降のお子さんを出生した子育て世帯に、紙おむつの購入の際に利用できる「愛顔っ子応援券(1,000円×50枚)」を交付します。

第2子以降の出生時に、本庁子育て支援課又は各支所地域生活課に申請してください。

応援券は、市内の指定店で使用できます。応援券と引き換えで紙おむつ(3社限定)を購入できます。

※市内の指定店については西予市ホームページをご覧ください。

西予市多子世帯 リフォーム等支援事業

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

経済的理由で出産を諦めることがないよう、多子世帯におけるリフォームや引越しに要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援します。

対象経費・期間、補助限度額については、変更になる場合があります。ホームページをご覧ください。くか、お問い合わせください。



誕生祝い品

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

赤ちゃんの誕生祝い品として、市産の木材で市内職人さんが制作した木のおもちゃを10か月児相談時に贈呈しています。

木のやさしい香りがして、触り心地も抜群。赤ちゃんがなめても安心ですので、初めてのおもちゃにぴったりです。

未熟児養育医療助成制度

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

出生時体重が2,000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定養育医療機関において医師が入院養育の必要性を認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を市が負担します。

受給には申請が必要です。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら



「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q 利き手は直した方がいい？

A 使いやすい手を使わせてあげて！

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近は左手用の製品も充実しており、不便も無くなっています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。



不妊治療費補助

問 こども家庭センター ☎0894-89-0018
または各支所地域生活課

不妊治療等に係る費用の一部を補助しています。(下記の3項目が対象)

- ①不妊症診断の検査
- ②保険適用となる治療費
- ③特定不妊治療と併用した先進医療

対象者・補助金額

詳細は市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

産婦健康診査 (医療機関委託)

問 こども家庭センター ☎0894-89-0018
または各支所地域生活課

県内の産婦人科医療機関や助産所で産婦健診を受けるときの受診票を母子健康手帳交付時に発行します。

県外医療機関や助産所での産婦健診も助成しますのでご連絡ください。

対象 産婦

出産・不妊治療等通院 交通費補助

問 こども家庭センター ☎0894-89-0018
または各支所地域生活課

妊娠出産や不妊治療等の通院に係る交通費の補助を行っています。

対象

母子健康手帳の交付を受けた方や不妊症の検査または不妊治療を行う方

通院日及び申請日において西予市に住所があり、市税の滞納がない方

補助金額

詳細は市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。

